

三、銅の合金の條、竿、鋸及管

四、汽罐、原動機(機關車を含む)及動力を以て運轉する鐵製の機械

(五號以下略す)

本條は獨り鐵のみを保護するに非ず、之により地金に於ては金、銀、鉛、アルミニウム製品に於て鐵は銅と共に免稅さるゝものなり、唯地金製品を共通して保護せらるゝは鐵のみに止るは注意すへし、即ち此法規による保護は鐵に於て尤も厚しと云ふも過言に非ざるなり、但此所得稅免除は永久的免除に非ず、所得稅法第五條の二により開業の年及其翌年より三年間其業務より生ずる所得稅を免除するの趣意なり、即ち旨とする處は製鐵業並に鐵工業の創業時期の保護にあるなり。

鑛業法八十一條 鑛業者には鑛業稅を課す

金鑛、銀鑛、鉛鑛、及鐵鑛に付ては鑛產稅を課せず

金、銀等の貴金屬鑛の保護は貨幣制度其他の理由により之を保護するの例至る處に存す、唯銅、亞鉛等の重要鑛に何等保護を加ふるなく、鐵と鉛に鑛業稅を免除したるは蓋し顯著にして重大なる保護と云ふ可し。

同法が幾分の効果を齎せるやの問題は姑く之を置くも鉛及鐵の產額が逐年増加の趨勢にあるの一點は否定し難し。

二、獨逸

關稅

沿革上鐵の保護に關し重要なるものは、一六六七年五月二十九日大選舉侯の勅令なり、此勅令により、瑞典及シユレンブルグ産の鐵を除きて、バイツ並にクロツセンに於ける富源の盡きざる限り、外國鐵のブランデンブルグに輸入することを禁止せり。

III

此禁令は其後の法律により永く繼承せられたるのみならず、一六八四年の法律により外國鐵は國產の鐵と同額の租税を二重に支拂ふ可きことゝなれり。

フリードリツヒ一世治世中は外國製鐵及物類にして例令其輸入の許可せられたるものと雖、尙六%の輸入税を支拂はさる可らざりき。

フリードリツヒ、ウイヘルム第一世も亦此閉鎖主義を實行しフリードリツヒ大王治下に於ては一時更に其嚴密の度を加へたり。

斯くて一六七八年外國製の黑白葉鐵の輸入は一切之を禁止し、唯銑鐵及棒狀鐵は特別の理由に依り其輸入を許可せり、鐵製品に就ても斧鋤の外之を嚴禁せり。

上述せる如く外國鐵に對し極度の制限を加へたるのみならず、内國產の鐵に對しても何れの地方に於ても從量的(ツェントナー宛)間接税を賦課せり、其税額は地方によりて一様ならず。

一八一八年の關稅法は從來の關稅政策に一變革を生し、原料鐵を以て必要なる工業原料品と見做し全然無税とせり。

原料鐵關稅の採用(一八四五年)は英國に於ける過剩生産に基く驚くべき價格の崩落(一八四三年スコットランドの原料鐵の價格は一噸三六乃至四四志なり)と鐵の冶金法に於て木炭を骸炭に代ゆることの困難なるとに因るものなり。

鐵道建設に要する鐵需要増加の影響を蒙り四〇年代に於ける骸炭の利用は著く増加せり。

製鐵業は直接佛國と關稅同盟との間に締結されたる條約に基く關稅輕減の爲に何等の悪影響を蒙ることなかりき、此鐵輸入税輕減を以て地方經濟の代表者か抱懷せし自由放任主義の體現となすは少くも輕卒の謗を免れず、何となれば此輕減は一八七三年鐵の價格の最も高かりし場合に實行されしものなるか此時既に此思想は衰勢に向へりしものなればなり、原料鐵、鐵、半製の鐵製品に賦課せ

られたる一切の關稅を除去したることは却て自由貿易主義の將來に不利益なる法則なることを立證せり、蓋し一八七九年に至る全世界に亘る製鐵業の沈衰及滯貨は關稅の高かりしによりしものなることを證明し得さりしを以てなり、否却て世人は一八七九年の價格の一時的好況假令此好況は一般世界の經濟界の動搖に關聯せしものなりしとはいへは鐵の保護關稅の再興を仰望するに到らしめたればなり。

一八七九年の保護關稅は凡て従前の率に復舊せしものにして其間何等の手心をも加ふるることなかりしかと、最近五十年間に於ける鐵及鐵製品の平均價格の下落は八馬克以上に出ることを許さず、尙夫れすら保護の程度高きに失するの嫌なきに非ざりき。

内國の鐵の價格は此關稅の爲に顯著なる影響を蒙れり、即ち主なる種類の鐵工業產物は多少其價格を一定せしめらるゝに至れり、且つ内國市場の保護は内國にありては價格騰貴のため得る處の利益により外國市場を擴張すると云ふ不自然なる狀勢を助長し、終には全關稅品目中内國の價格は常に外國の價格より高しと云ふか如き程度に達せり。

一八九一年白佛諸國との間の通商條約により一八七九年の關稅表中鐵に關する部分に多少附加する處ありしも之れ唯個々特定の場合の輕減たるに過ぎず。

最後に一九〇六年實施の關稅率に付て見るに從來の關稅に比して分類頗る簡單なり。

獨逸の銑鐵關稅は凡そ我三倍なり其他概ね之に準して高し、蓋し獨逸の鐵に關する位置は我國と大に其趣を異にし鐵鑛の豊富なる點に於て世界の第二位を占め產鐵額又英米と鼎足の形をなす、故に其國民は輸入原料鐵に課稅することによりて其需要の充足に缺陷を生ずる事なく又一面英米製鐵業と競争する上に於て保護關稅によりて鐵の輸入を制限するは蓋し策の得たるものとす、之れ銑鐵等の關稅我に比して遙に重き所以なり。

此理は獨り銑鐵に付て然るのみならず、其他の製鐵品に付ても亦同し、即ち獨逸製鐵業の發達顯著にして保護關稅を課するも國民一般に痛苦を與ふることなければなり。

銅の保護と鐵の保護とを比較するに前者遙に低し、蓋し獨逸に於ける銅は我國に於ける鐵と其地位を同くし關稅により之を保護せんとするも得へからざるなり。

今之を同國の銅の關稅と對比すれば後者遙に低し、即ち獨逸國か銅に乏しきは這般の戰役に於て先づ其不足を訴へしものは世人の一般に豫期したる食糧、火藥等に非ずして銅及石油なりし事實に徴しても之を知るを得へし、然るに銅は鐵に次きて工業上重要なるものなるか故に、國內產額少き國にありては其輸入を圖りて國內の需要に應せしめざる可らず、之れ獨逸か銑鐵に一馬克稅を課しなから原料銅を無稅となせし所以なり、銅製品に付ては百珣往々三〇馬克に達するものあるも其價格に換算すれば大に低きを見る、要するに製銅業の保護は製鐵業の保護に比して其程度低し。

更に之を獨逸に於ても其產額少からざる亞鉛と比較する亦無用に非ざる可し、原料亞鉛は無稅なり、蓋し亞鉛を無稅とせしは銅を無稅となしたると、其理由を異にす即ち亞鉛は獨逸の特産物に非ざるも其生産額頗る多く、以て世界市場を左右するに足る可く且つ內國の需要を充足して常に餘あるを以て、保護稅を設けて輸入を制限せずとも外國品によりて內國市場を劫ざるゝの憂なきなり。

既に説明し來りたる獨逸に於ける鐵、銅、亞鉛三者の關係は彼の保護政策論の鼻祖たるフリードリッヒ・リストの説を如實に體現せしものなり、即ち保護政策の必要なるは一國經濟の狀態極めて幼稚なるとき及び發達の極點に達したるときに非ずして既に或程度に發達し然かも自由に之を放任するときは外國の競争の爲に壓倒さるゝか如き狀態にある場合なり、之れ焉んぞ獨り一國の經濟の大綱を定る方針たるに止まらん、個々の生産物に就ても其生産の狀況發達の程度に従て或は之を保護干涉の下に置くへく或は之を自由に放任す可きなり。

獨逸の關稅政策の當否を判斷するには更に詳細なる専門的(經濟上、技術上)調査に待たざる可からざるも其大體の標準とし目的とする處は上述の根本主義にあるへし。

運 輸

獨逸は鐵道國有の國なり、而して其國有とする理由の第一は統一せる鐵道組織により國民經濟上の福祉を圖るにあり(軍事上の目的は茲に姑く之を除外す)財政上の利益は第二第三の理由なり、而して鐵道官營の純益甚た大にして之に投下せし資本は非常に高率なる利廻となれる筈なり、果して然らば製鐵業の如き國民經濟上重要なる生産業の爲に運賃を低減するは當初の目的に照して正當なる理由あるのみならず、又十分なる餘裕あるなり、況んや其利益を生ずる主たる原因かライン地方に於ける大量貨物の輸送にあるに於ておや、然るに獨逸の實情に就きて之を視るに銑鐵の遠距離運賃は他の諸國に比して尤も重し、但し英吉利及西班牙の鐵鑛運賃は獨逸より較々高しと雖之等二國の鐵鑛は唯短距離輸送にあらされは海上運送に依るを以て鑛物運賃は從來重きをなさしりしなり。此種の鐵道政策に依る製鐵業の保護は獨逸の未だ企圖せざる處にて此點に於ては佛蘭西、白耳義、露西亞等に對してすら一籌を輸するものなり、同國學者、實務家にして近時長距離賃率低減を唱ふる者多き又故ありと云ふ可し。

三、佛 蘭 西

生産額及輸出入狀況(獨逸との鐵鑛供給競争)

| 年 度 | 生 産 額 | 輸 入 額 | 輸 出 額 |
|---------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 一 八 八 八 | 二、八四二、〇〇〇 _盾 | 一、三二〇、〇〇〇 _盾 | 二、九四〇、〇〇〇 _盾 |
| 一 九 〇 七 | 一、〇〇〇、八〇〇〇 | 一、九九九、〇〇〇 | 二、二四七、〇〇〇 |
| 一 九 〇 八 | 一、〇〇五、七〇〇〇 | 一、四五四、三二三 | 二、三三八三、八七八 |